

自立訓練（生活訓練）事業所アミーゴ荘運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人直志会が開設するアミーゴ荘（以下「事業所」という。）が行う障害者総合支援法（以下「法」という。）に基づく指定自立訓練（生活訓練）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定自立訓練（生活訓練）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援等の必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、前三項の他、関係法令等を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 アミーゴ荘
- 2 所在地 茨城県久慈郡大子町大字北田気1 1 4 2番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤職員）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2 サービス管理責任者 1名（常勤職員）
サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の作成に関することを行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の従業者に対する技術指導又は助言等を行う。
- 3 生活支援員 7名（常勤職員 5名、非常勤職員 3名）
生活支援員は、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、日常生活上の支援、相談、介護

を行う。

- 4 地域移行支援員（宿泊型）7名（常勤職員 5名、非常勤職員 3名）
地域移行支援員は、宿泊型自立訓練の利用者が、退所して自立した地域生活への移行のために必要な支援を行う。
- 5 訪問支援員（訪問型）7名（常勤職員 5名、非常勤職員 2名）
訪問支援員は、居宅を訪問して自立に伴う生活訓練および相談援助を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

（日中型・訪問型）

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| 1 サービス提供日 | 日曜・祝日を除く（夏季8/13～16、年末年始12/30～1/3） |
| 2 サービス提供時間 | 7：30～18：00 |
| 3 年間の休日 | なし |

（宿泊型）

- | | |
|-------------|------|
| 1. サービス提供日 | 365日 |
| 2. サービス提供時間 | 24時間 |

（短期入所）

- | | |
|-------------|------|
| 1. サービス提供日 | 365日 |
| 2. サービス提供時間 | 24時間 |

（利用定員）

第6条 事業所の定員は以下の通りとする。

- ① 宿泊型自立訓練事業 20名
- ② 日中型自立訓練（生活訓練）事業 20名
- ③ 短期入所（空床型） ※宿泊型自立訓練の空床を利用する。
- ④ 訪問型自立訓練 ※日中型自立訓練の定員の範囲内。

（指定自立訓練（生活訓練）の内容）

第7条 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行う。また、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、地域生活が営むことができるようにするため、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行う。

- 2 事業所は利用者の居宅に訪問することによる指定自立訓練（生活訓練）を提供する。
- 3 事業所は自立訓練（生活訓練）計画に基づき、生活訓練の一環として、また心身の状態の悪化の防止など緊急の必要性が認められる場合に短期滞在による訓練を行う。

(主たる対象者)

第8条 事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

精神障害者

(指定自立訓練(生活訓練)の内容)

第9条 事業所で行う指定自立訓練(生活訓練)の内容は、次のとおりとする。

(1) 自立訓練(生活訓練)計画の作成<個別支援計画>

(2) 食事の提供

(3) 入浴サービス

(4) 身体等の介護

(5) 家事等日常生活を向上させるために必要な訓練

(6) 生活相談

(7) 健康管理

(8) 訪問による生活訓練

(9) 宿泊型による生活訓練

(10) 地域生活移行のための支援

(11) 送迎サービス

(12) 全各号に附帯するもの

(2) から(12) に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

(支給決定を受けた障害者から受領する費用の額等)

第10条 事業所は、指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定を受けた障害者(以下、「支給決定障害者」という。)から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例訓練等給付費の額に100分の90(法第31条の規定が適応される場合にあっては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、前二項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練(生活訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 光熱水費および消耗品費 230円/日

* 宿泊型自立訓練利用者のみ負担する。

(2) 食事代

・実費 朝食160円(173円)、昼食276円(298円)、夕食220円(238円)

※ () 内は税込額

※ あらかじめ、食事注文してあるにも関わらず、注文のキャンセルをせずに食事を食べなかった場合の食事代は、上記の金額をそれぞれ実費徴収する。

(3) 寝具代 66 円/日

※ただし、寝具については自分で準備することを前提とするが、寝具（①敷布団②掛け布団③夏掛け④枕⑤枕カバー⑥シーツ⑦布団カバー）を貸与することもできるため、利用者が貸与を希望する場合には、寝具代を利用希望者に限り徴収する。

(4) 日用品費

(5) その他、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させるのが適当と認められるもの

4 事業所は、前三項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 事業所は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

6 訪問自立訓練を実施に要する交通費は公共交通機関を利用した場合はその実費を利用者から徴収できるものとする。なお、この場合、事業所の自動車を使用した場合は、次の額を徴収できるものとする。

・事業所から自宅および目的地までの往復の距離数、1 kmにつき 16 円を実費徴収できるものとする。

7 送迎サービスの提供に係る費用

・障害者総合支援法に定める、送迎加算の範囲において徴収する。

8. 事業所を利用する利用者が医療機関等を受診する際に、職員が同行する際に要する交通費は公共交通機関を利用した場合はその実費を利用者から徴収できるものとする。なお、この場合、事業所の自動車を使用した場合は、次の額を徴収できるものとする。

・事業所から自宅および目的地までの往復の距離数、1 kmにつき 16 円を実費徴収できるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 1 1 条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

・大子町、常陸大宮市、常陸太田市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 1 2 条 サービスを利用するにあたって、利用者は、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行使その他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。飲酒については、主治医の許可が無い者には許可できないものとする。

(緊急時における対応)

第13条 事業所の従業者は、指定自立訓練（生活訓練）の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、身元引受人に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

2 利用者が事故等により負傷した場合には、当施設が加入する「日本火災保険施設管理者賠償保険」「日本精神科病院協会社会復帰施設賠償保険（あいおい損害保険（株））」「日本精神保健福祉事業連合会あんしん利用総合補償制度（損保ジャパン）」の補償範囲において補償を行う。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、大子町消防本部に届け出た「消防計画」に則って、非常災害時の対応を行う。

2 事業所は、非常災害に備えるため、年2回定期的に避難、誘導、消火その他必要な訓練を行う。

(苦情解決)

第15条 事業所は提供した指定自立訓練（生活訓練）に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した指定自立訓練（生活訓練）に関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、施設長を虐待防止責任者として「障害者虐待防止法」に基づいた必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して必要な研修を実施し周知する等の措置を講ずるものとする。

2 虐待が発生した場合には、「障害者虐待防止法」に基づき、市町村および関係各所へ直ちに報告するとともに、その指示に従い事態の対応にあたり、再発防止に努める。

3 人権擁護の観点から、必要な利用者に対して成年後見制度および権利擁護事業等の利用を適宜行うものとする。

〈大子町の障害者虐待防止センター窓口〉

- ① メンタルサポートステーションきらり 大子町大子 841 TEL 0295-72-5933
- ② 大子町社会福祉協議会 大子町大子 722-1 TEL 0295-72-2005
- ③ 久慈川荘相談支援事業所 大子町北田気 551-1 TEL 0295-72-3113
- ④ 大子町役場 大子町大子 866 TEL 0295-72-1111（夜間緊急時窓口）

（生産活動）

第18条 事業所は生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需要状況等を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努める。

2 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うこととする。

3 自立訓練（生活訓練）事業において行った生産活動により得られた収益は、生産活動に要した経費を差し引いた分の残金を状況に応じてサービス利用者に対して還元できるものとする。

（利用者および施設長の解約権）

第19条 利用者は、いつでも利用契約の解除を申し入れることができる。

2 施設長は、利用者が故意に法令違反、事業所の定める諸規定の違反。その他著しく社会通念を逸脱した行為に及んだ場合、もしくは故意、過失に関わらず利用継続が危険と判断する場合、または、治療上、支援上利用継続が利用者にとって不利益となる場合には契約を解除することができる。

（身元引受人の責務）

第20条 身元引受人は、利用者が事業所に損害を与え、弁償の必要がある場合には利用者と共に連帯して弁償する。

2 身元引受人は、利用者が利用終了となった際には、利用者の身元を引き受ける責任を負うこととする。

（会計・経理）

第21条 事業所の会計・経理については税理士の指導を受けて管理する。

〈顧問会計事務所〉

ひたち野総合税理士法人 顧問税理士 川井 義久 (TKC)
茨城県かすみがうら市稲吉 2-20-25 TEL 029-832-1185

(協力医療機関)

第22条 事業所は利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定める。

協力医療機関： 袋田病院 院長： 的場 政樹 (精神保健指定医)

住 所： 茨城県久慈郡大子町大字北田気字広林 76 番地

電 話： 0295-72-2371

(健康管理)

第23条 事業所は、利用者の健康の状況に注意すると共に、協力医療機関の協力のもと、年1回健康診断を実施することとする。

2 利用者の健康管理については、市町村が実施する健康診断を積極的に活用する。

(その他運営に関する重要事項)

第24条 事業所は、従業者の資質向上のため研修(前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次とおりに設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 継続研修 年1回以上

2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

5 事業所は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する次に掲げる記録を整理し当該自立訓練(生活訓練)を提供した日から5年間保存しなければならない。

① 自立訓練(生活訓練)計画

② 具体的なサービスの内容等の記録

③ 市町村への通知に係る記録

④ 身体拘束等に係る記録

⑤ 苦情の内容等の記録

⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人直志会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から改定施行する。(障害者総合支援法への改定に伴う)

この規程は、平成26年4月1日から改定施行する。(消費税変更に伴う食事代の変更)

この規程は、平成26年9月10日から改定施行する。(16条、虐待防止に関する事項の拡充)

この規程は、平成27年10月1日から改定施行する。(訪問自立訓練の実施に伴い、4条の5を追加、6条の④追加、9条を新たに挿入し以下の条数は順送り、10条の6、7追加)

この規定は、平成28年4月1日から施行する。(自立訓練(日中)の開所日の変更)

この規定は、平成29年11月1日から改正施行する。(利用料、食事代の負担額)

この規定は、平成29年12月1日から改正施行する。(通院交通費)